

児童福祉法の改正後、子どもと家庭に関する第一義的な相談・通告の窓口は、身近な市町村が担うことになりました。このため、こども家庭相談センターは、一時保護や施設入所が必要とされる緊急性があり、困難なケースを主に対処すること、市町村の要対協が対応しているケースへの助言指導の援助等、専門的な立場からの役割が求められています。市町村の要対協として、こども家庭相談センターの役割をよく理解して連携に活かすことが大切です。

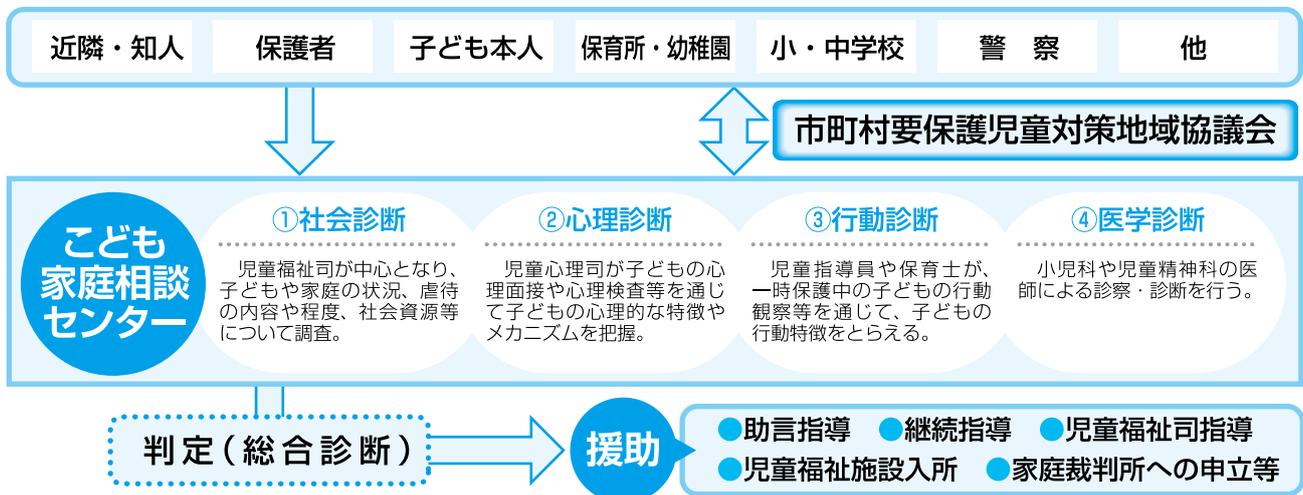
(1) こども家庭相談センターとは

こども家庭相談センターは、子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを目的として、児童福祉法によって設置されている県の行政機関です。

○こども家庭相談センターの基本的機能

- ①第一義的な児童家庭相談を行う市町村への援助を行う。
- ②専門的な知識や技術を必要とする児童家庭相談について、必要に応じて子どもと家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等を専門的な角度から総合的に調査、診断、判定（総合診断）し、それに基づいて援助方針を定め、自らまたは関係機関等と連携し、子どもの援助を行う。
- ③必要に応じて子どもを家庭から離して一時保護を行う。
- ④子どもまたは保護者を児童福祉司等に指導させたり、乳児院や児童養護施設等の児童福祉施設に入所させ、または里親に委託する等の措置を行う。

○こども家庭相談センターにおける援助のイメージ



○こども家庭相談センターの主な役割

- ・市町村との連携において、こども家庭相談センターは以下のような役割があります。
- ・施設退所後、里親委託解除後に家庭へ戻った子どもや家族への支援については、こども家庭相談センターと市町村のそれぞれの役割分担のもとでの支援が重要となります。

①市町村への助言指導等の技術的援助

ケースの初期対応や進行管理、一時保護等の必要性の判断等、市町村の児童家庭相談への対応について、技術的援助や助言を行う

②困難ケース・緊急性の高いケースへの対応

市町村では対応が困難なケースの通告を受け、立入調査や一時保護、児童福祉施設への入所等の手段を活用しつつ、子どもや保護者に対する専門的な支援を行う

③施設退所後、里親委託解除後の子どもと家庭への支援

施設の退所後の子どもや里親委託解除後の子どもが安定した生活を継続できるよう、子どもやその保護者に対し、専門的な支援を行う（市町村と協働しての支援）

○こども家庭相談センターの児童虐待対応における主な権限

- ・こども家庭相談センターは、児童虐待対応に関連して様々な行政権限を有しています。
- ・以下の項目については、実施の際に必要なに応じて市町村に協力を求める場合があります。

○一時保護（児童福祉法第33条）

こども家庭相談センター所長が一時保護が必要と認める場合には、保護者の意に反しても一時保護を行うことができる。

○立入調査（児童虐待防止法第9条～10条・児童福祉法第29条）

児童虐待が行われているおそれがあるときは、職員を子どもの住所または居所に立ち入らせ、必要な調査・質問をさせることができる。

また、必要があると認めるときは、警察署長に援助を求めることができる。

○臨検または搜索（児童虐待防止法第9条の3～10条の6）

保護者が再出頭要求を拒否した場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、子どもの安全の確保のため、地方裁判所、家庭裁判所または簡易裁判所の許可状により、こども家庭相談センターの職員等に子どもの住所もしくは居所に臨検させ、または子どもを搜索させることができる。

（臨検：住居等に立ち入ること 搜索：住居その他の場所に人の発見を目的として捜し出すこと）

○家庭裁判所の承認による施設入所、里親委託（児童福祉法第28条）

虐待等により著しく児童の福祉を害する状態にもかかわらず、保護者が施設入所等に同意しない場合、家庭裁判所に申し立て、承認を得た上で施設入所措置等を行うことができる。

(2) こども家庭相談センターと市町村との役割分担と協働

○在宅支援ケースにおける連携

- ・ 県（こども家庭相談センター）と市町村（要対協）が受理する児童虐待相談対応件数は、年々増加しています。しかし、虐待により家庭を離れて児童の施設入所生活に至ったケースは、全体の1割にも至りません。ほとんどのケースは在宅での支援となります。
- ・ 在宅支援では、子どもが所属する保育所や学校の協力や、市町村の身近な社会資源等、複数の関係機関が関わるが多いため、支援の充実のためには、こども家庭相談センターと要対協とのそれぞれの役割に沿った連携が必要不可欠です。

○主担当の明確化

- ・ 虐待事例への対応漏れを防ぐとともに、状況が変化した場合等に円滑にケースを移管できるように、こども家庭相談センターと市町村のどちらが主担当であるかについて、明確にしておき、切れ目のない支援を行うことが大切です。（主担当機関の決定）
- ・ 主担当の決定については、こども家庭相談センターが出席する個別ケース検討会議や実務者会議等で協議します。
- ・ 「主担当機関」と「主たる支援機関」は混同しやすいので、以下の点を留意してください。

○主担当機関と主たる支援機関の違い

○主担当機関

- ・ 主担当機関とは、ケースの支援（ケースのアセスメント、支援計画の策定と支援の実施）に関する責任を担う機関のこと。
- ・ 主担当機関は、各ケースの状況や緊急度に応じて、市町村かこども家庭相談センターのどちらかが担います。

○主たる支援機関

- ・ 主たる支援機関とは、要対協構成機関のうち、個々のケースを直接支援している中心的な機関のこと。（複数の機関の場合もあります）
- ・ 主たる支援機関の決定は、実務者会議や個別ケース検討会議等で行います。

(3) こども家庭相談センターから要対協への技術的支援

○要対協への助言指導等の技術的援助

- ・要対協が対応しているケースにおいて、各種診断を要するような専門性を問われる場合は、こども家庭相談センターがスーパーバイザーとなり、ケースの主たる支援機関の職員、要対協の構成員等に助言指導を行います。
- ・要対協が開催する個別ケース検討会議や実務者会議では、こども家庭相談センターも同席し、ケースの進行管理に関する助言を行います。

個別ケース検討会議：主たる支援機関の支援方針、子どもや親に対する専門的診断の必要性等

実務者会議：アセスメントの方法と緊急度やリスクの見立て・各機関の支援方針の見直し等

○スーパーアドバイザーチームの派遣

- ・奈良県独自の取組として、対応が困難な児童虐待事案等について、専門的知見を有する学識経験者、弁護士、医師等で構成するスーパーアドバイザーチームを派遣し、関係機関(者)に対し事例への具体的な助言指導を行っています。
- ・派遣にかかる費用負担はありません。申込及び問合せはこども家庭相談センターへお願いします。

○市町村支援対応職員の派遣

- ・こども家庭相談センターには、市町村支援対応職員を配置しています。これは要対協の調整機関の担当者に対し、個々のケースの進行管理やアセスメント、会議の開催等の要対協の運営について、必要な助言や相談を行っています。要対協からの希望があれば、定期的に訪問して対応します。

要対協の運営等の相談は、こども家庭相談センターの市町村支援対応職員をぜひ活用してください！

(4) 協力依頼・通告・送致

こども家庭相談センターと市町村の間において、ケースの支援や調査等のために、必要に応じて互いに協力依頼を行うことがあります。また緊急性の高いケースや、要対協での対応が困難なケースに関して、こども家庭相談センターへの通告や送致があります。

○協力依頼

- ・協力依頼には、要対協からこども家庭相談センターへ行う場合と、こども家庭相談センターから要対協へ行う場合があります。

○要対協 → こども家庭相談センターへの協力依頼

困難ケースの対応への助言、緊急性を伴うようなケースの同行調査・訪問等の依頼

○こども家庭相談センター → 要対協への協力依頼

子どもの安全確認や家族の生活実態情報の収集・情報提供等の依頼

○こども家庭相談センターへの通告

- ・子どもの一時保護が必要であるような緊急性を伴うようなケースについては、こども家庭相談センターに通告します。(「こども家庭相談センターへの通告及び協力依頼の目安」P.24)

- ・通告の場合、事前に要対協としての判断、方針決定の理由等について、こども家庭相談センターと相談してください。

○こども家庭相談センターへの送致

- ・要対協が対応困難なケースとして、こども家庭相談センターにケースの対応を依頼することがあります。その場合は以下について留意してください。

- ・こども家庭相談センターには送致書(様式12 P.74)により依頼します(緊急性を伴う場合は、後日の送付でも構いません)。
- ・要対協の実務者会議等で、既にこども家庭相談センターが主担当機関として決定されている場合は、送致の必要はありません。